

医療費控除を受けられる方へ

【お知らせ】

- ・ 令和2年分以降の確定申告から、「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。ただし、医療保険者から交付を受けた医療費通知がある場合は、医療費通知の添付によって明細書の記入を省略することができます。
- ・ **令和6年分**医療費控除の対象期間は、**令和6年**1月から12月末までに支払ったものです。
- ・ 保険金で補てんされる金額が確定申告書を提出するまでに確定していない場合は、その補てんされる金額の見込額を支払った医療費から差し引きます。なお、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きます。
- ・ 「セルフメディケーション税制による医療費控除の特例」を選択する場合には、通常の医療費控除の適用はできません。
- ・ 領収書はご自宅等で保存する必要がある、保存期間は確定申告期限から5年間です。
- ・ 医療費控除は、本人がかかった医療費だけでなく、生計を一にする親族（日常の生活を共にしている親族）のために支払った医療費も対象となります。なお、配偶者やその他扶養親族に係る所得金額の制限はありません。

【医療費控除額の計算】

$$\left(\begin{array}{l} \text{令和6年中に支払った} \\ \text{医療費の総額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金で補てん} \\ \text{される金額} \end{array} \right) - \left\{ 10\text{万円} \left(\begin{array}{l} \text{所得の合計額が200万円まで} \\ \text{の方は所得の合計額の5\%} \end{array} \right) \right\} = \text{医療費控除額} \\ \text{(最高200万円)}$$

【医療費控除についての具体例】

費用の内容	控除が認められる医療費（○）	控除が認められない医療費（×）
医師の治療	・ 医師に支払った診療費、治療費	・ 予防接種（インフルエンザ等）、人間ドッグ、健康診断、PCR検査 ※ただし、健康診断等で重大な疾患が発見され治療が必要な場合や、PCR検査結果が陽性の場合は対象になります。
歯科	・ 虫歯の治療、金歯、入れ歯 ・ 治療目的の歯科矯正、歯石除去	・ 美容目的の歯科矯正、ホワイトニング、予防目的の歯石除去
薬代	・ 薬局、薬店で購入した治療のためのカゼ薬や傷テープ、湿布薬など ・ 医師の処方にもとづく漢方薬	・ 健康増進のための漢方薬、健康ドリンク剤、サプリメントなど
マッサージ・はり	・ 治療のためのマッサージ、はり代などの施術費	・ 健康維持、疲労回復のためのマッサージ、はり代など
交通費	・ 通院のためのバスや電車代 ・ やむを得ない場合や、バスや電車での移動が困難な場合のタクシー代 ・ 1人で通院が困難な場合の付添人の交通費	・ 通院のガソリン代、駐車料金 ・ 通常の通院のタクシー代
医療用器具	・ 緑内障、白内障治療のためのメガネ代（ただし、医師の処方せんが必要） ・ レーシック費用 ・ 通院のために必要な松葉づえ、車いすの購入代金 ・ おおむね6か月以上寝たきりの者のおむつ代 ※ただし、要介護認定を受けており、市町村の発行する「おむつ使用証明書」が必要です。	・ 治療を受けるために直接必要としない、近視や遠視用のメガネ、コンタクトレンズ代 ・ 医師の診断がない高齢者用補聴器 ・ 予防、健康増進のための体温計、血圧計
入院	・ 部屋代 ・ 医師から指示があった場合の差額ベット代 ・ 病院が用意したシーツや枕カバーのクリーニング代 ・ 食事代 ・ 治療に必要な水枕、吸いのみなど	・ 医師や看護師、親族等への謝礼 ・ 特別室の差額ベット代 ・ 患者自身の寝巻等のクリーニング代 ・ 出前や外食 ・ 寝巻、洗面具などの身の回りの物品費
介護保険制度で提供される一定の施設・居宅サービスについて	※領収書に医療費控除対象額の記載があります。 詳しくは、施設等にお問合せください。	